

日韓兩國間に取極めらるべき財産及び請求権の
処理に關する協定要領一案

一 基本要領

二七三

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの国民一法人を含む。以下同じ。一が相手国において有する財産に關する權利一利益及びその果實を含む。以下同じ。一、並びに相手国及びその国民に対して正当に取得した其の他の權利、利益を確認し、その權利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の權利が、国又はその国民の責任において侵害せられているときは、その国又はその国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等については、当該權利の種類に依り別途協議するものと

する。

二、日本国及び大韓民国は、連合軍最高司令官又は在韓米軍政府に
より、又はその指令に従つて行はれた相手国及びその国民の財
産の処理の効力を承認するものとする。

承認する効果の範囲については、別途協議するものとする。

三、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の公用財
産及び公共福祉用財産を、大韓民国に、無償で譲渡するもの
とする。

2、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の企業用
財産を、例示的処理要領三ノ二、が実行せられた場合に限り、
大韓民国に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに
譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

3、日本国が^{及びその地方公共団体}大韓民国において有する財産で前二項に掲げるも

のを除く一切の財産については前記一の日本国民の財産の取
扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、日本国は、大韓民国の文化的世襲財産に属する美術的、歴
史的又は考古学的価値を有する物件で、無償で持ち来られ且
つ現に日本国が所有するものを現状の儘大韓民国に返還する
ものとする。

2、大韓民国は日本国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史
的又は考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のため
に大韓民国の領域内において展示されあるものを日本国に返
還するものとする。

3、日本国は、元参謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域
の原図及び地図原図で現に日本国が所有するものを事情の許
す限り大韓民国に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、

別途協議するものとする。

二 例示的処理要領

一、資金運用部資金特別会計（正予金部資金特別会計）関係

イ、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替

イ、一九四五年八月十五日以前、朝鮮総督府逓信官署に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五年八月十六日以降、朝鮮総督府逓信官署に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、大韓民国において支払うものとする。

ハ、一九四五年八月十六日以降、日韓両国において支払済の郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

ニ、簡易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮総督府逓信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金については、大韓民国において支払うものとする。

ロ、朝鮮総督府逓信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金の未納金に

マ、日本側に現金渡りかゝるは、大韓民国に引き渡すものとする。

3. 貸付金

資金運用部資金^{（俗子金部資金特別会計）}特別会計の大韓民国地方公共団体及びその国民（法人を含む。）

に対する貸付金は、当該債権者において、これを支払うものとする。

キ、前記ノ、マ、ミ、における支払う方法、調整の措置、引渡の方法等については別途協議するものとする。

二、在外株式会社関係

イ、日本国は、日本国又はその国民が、大韓民国に本店を所在する会社に対して有する株主権を、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その同種株主権を有するものとする。

但し、売却により生じた売却代金は日本国又は当該国民に引き渡されるものとする。

ロ、大韓民国は、日本国又はその国民が、大韓民国に本店を所在する会社に対して有

する株主権を、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その株主権の存続を法的に確認するものとする。

ハ、前記ノ、マ、における売却代金の引渡及び株主権の法的確認の方法等については、別途協議するものとする。

三、公 社債関係

イ、日本国が発行した公債及び日本国に本店を所在する会社の発行した社債については、その発行者が支払う責を負うものとする。

但し、連合国防衛司令官の指令に基づき、無効とされた証券についてはこの限りではない。

ロ、大韓民国は、朝鮮半島公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基づき発行された公債の未償還表高等に相当する資金を、日本国に引き渡すものとする。

ハ、大韓民国における地方公共団体の発行した公債及び大韓民国に本店を所在する会社の発行した社債については、その発行者が支払う責を負うものとする。

六、前記ノス、三、における支払並ひに引渡の方法等については、別途協議するものとする。

四、日本銀行券

日本国は、日本銀行券について、日本銀行が債務者であることを確認するものとする。その決済の方法については、別途協議するものとする。

五、朝鮮銀行券

大韓民国は、朝鮮銀行券について、朝鮮銀行又はその承継者が債務者であることを確認するものとする。

その決済の方法については、別途協議するものとする。

六、被徴用韓人の未収金

日本国は、被徴用韓人の未収金にして、その請求権が、日本国及びその国民から正当に取得されたものである限り、その権利を確認するものとする。

その支払の方法については、別途協議するものとする。

七、その他財産及び請求権

日・韓両国は前記各項以外のその他財産及び請求権についても、私有財産権尊重の原則に従い解決するものとする。

但し、連合軍最高司令官又は在韓米軍政府の指令に従いそれらの地域において実施せられた措置の効果については、相互に尊重するものとする。

解決の具体的方法については、別途協議するものとする。

一 基本要領

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの国民（法人を含む。以下同じ。）が相手国において有する財産に関する権利（利益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその国民に対して正当に取得した其の他の権利、利益を確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の権利が、国又はその国民の責任において侵害せられているときは、その国又はその国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ別途協議するものとする。

二、日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行はれた相手国及びその国民の財産の処理の効

力を承認するものとする。

承認する効果の範囲については、別途協議するものとする。

三 1、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の公用財産及び

公共福祉用財産を、大韓民国に、無償で譲渡するものとする。

2、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の企業用財産を、
例示的処理要領ニノ二、が実行せられた場合に限り、大韓民国に譲
渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに譲渡の
方法等については、別途協議するものとする。

3、日本国が大韓民国において有する財産で前二項に掲げるものを除
く一切の財産については前記一の日本国民の財産の取扱に準じて取
り扱はれるものとする。

四 1、日本国は、大韓民国の文化的世^能藝財産に属する美術的、歴史的又
は考古学的価値を有する物件で、無償で採^採り来られ且つ現に日本国
が所有するものを現状の儘大韓民国に返還するものとする。

2、大韓民国は日本国の文化的世^能藝財産に属する美術的、歴史的又は

考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民国の領域内において展示されあるものを日本国に返還するものとする。

3、日本国は、元参謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域の原圖及び地圖原版で現に日本国が所有するものを事情の許す限り大韓民国に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、別途協議するものとする。